

【参考訳】

任天堂人権方針

任天堂（任天堂株式会社および連結子会社）は、すべての人の人権を尊重するよう努めています。「任天堂に関わるすべての人を笑顔にする」ことが任天堂の使命です。他者の権利を尊重し、倫理的に行動することはこの使命を達成するうえで不可欠な要素です。

1. 位置づけ

任天堂は、国連の「国際人権章典^{※1}」および「ビジネスと人権に関する指導原則」ならびに国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言^{※2}」といった人権に関する国際規範や国際基準を支持し、それらをもとに、任天堂人権方針を定めます。

また本方針は、任天堂の経営ビジョン、行動規範に基づいて、人権尊重の取り組みを表明するものです。

※1「国際人権章典」とは、国連総会で採択された「世界人権宣言」と「国際人権規約」（社会権規約・自由権規約）の総称です。

※2「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」には、4つの分野（「結社の自由および団体交渉権」「強制労働の禁止」「児童労働の実効的な廃止」「雇用および職業における差別の排除」）にわたる8条約の内容が、世界において最低限遵守されるべき「中核的労働基準」として位置づけられています。

2. 適用範囲

本方針は、任天堂に雇用されているすべての人に対し適用します。また、サプライチェーンで社会的責任のある行動を実施するよう、取引先へも継続的に働きかけを行っていきます。

3. 人権尊重に対する責任

本方針は、任天堂株式会社 取締役会にて承認されています。

人権に関する対応は、全社的なコンプライアンス推進体制の中に組み込まれています。

4. 法規制の遵守

任天堂は、事業活動を行う国・地域における法令や規制を遵守するとともに、国際人権基準を最大限尊重します。

5. 教育

任天堂は、本方針が事業活動全体に定着し、効果的に運用されるよう、任天堂に雇用されているすべての人に対し、適切な教育を行います。

6. 人権デューデリジェンス

任天堂は、人権デューデリジェンスの進めかたを検討するため、外部専門家の意見を踏まえ、グローバルに協議を進めていきます。

人権リスクの特定・評価や優先課題への対応を行う過程で、任天堂が事業活動において人権への影響を与えていることが判明した場合、またはそのような活動に関与したことが明らかになった場合、是正に向けて適切な処置を講じます。

7. ステークホルダーとの対話・協議について

任天堂は、さまざまな方法で関係するステークホルダーとの対話に努めるとともに、事業活動を行う国・地域で人権への負の影響が生じないよう、外部専門家の意見を求めていきます。

8. 相談を受ける仕組み

任天堂は、お客様からのさまざまなお問い合わせにお応えする窓口を設けているほか、任天堂に雇用されているすべての人から受ける人権に関わる内部通報や相談について、社内協議や調査で対応しています。

9. 情報開示

任天堂は、本方針に基づく人権の取組みについて、任天堂 CSR レポートやその他の媒体を通じて報告していきます。

発行時期：2018年9月

任天堂株式会社

代表取締役社長

古川俊太郎